

政令第 号

公文書管理委員会令の一部を改正する政令

内閣は、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

公文書管理委員会令（平成二十二年政令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、分科会の議事について準用する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（分科会）

第五条 委員会に、特定歴史公文書等不服審査分科会（以下この条及び次条第三項において「分科会」という。）を置く。

2 分科会は、委員会の所掌事務のうち、公文書等の管理に関する法律第二十一条第二項の規定に基づき委

員会の権限に属させられた事項を処理することをつかさどる。

3 分科会に属すべき委員及び専門委員は、内閣総理大臣が指名する。

4 分科会に、分科会長を置き、分科会に属する委員の互選により選任する。

5 分科会長は、分科会の事務を掌理する。

6 分科会長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

附 則

この政令は、平成二十三年一月一日から施行する。